

# 情報セキュリティ基本方針

## 1 目的

学校において、電子情報及び電子情報を扱うシステムや個人情報等の保護を図るとともに、生徒の情報活用能力の育成及び教職員による授業等でのICT活用を推進するためには、情報基盤の整備に加えて、情報セキュリティを確保することが不可欠である。

敬愛大学八日市場高等学校（以下「本校」という。）の所属教職員（以下「教職員」という。）及び在籍生徒（以下「生徒」という。）が、セキュリティの重要性を認識し、情報資産の円滑な運用と保護に取り組むため、情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）を規定する。

## 2 用語の定義

### (1) 情報

教職員又は生徒が作成し、又は収集及び取得した内容が記録された電磁的媒体、紙媒体及びそれに準ずる媒体をいう。

### (2) 情報資産

校内及びクラウドサービス上の電子情報及び電子情報を管理する仕組み（情報システム、情報機器、記録媒体等）を総称して「情報資産」という。

### (3) 情報システム

ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、クラウドサービス、記録媒体で構成されるものであって情報処理を行う仕組みをいう。

### (4) 情報機器

（教職員又は生徒所有の機器を含む）パソコン及びスマートフォン等のネットワーク接続機器（以下「端末」という。）及びディスプレイ、プリンタ、カメラ、マイク等の周辺機器をいう。

### (5) 記録媒体

電磁的に情報を記録した媒体（クラウドサービス上を含む）、あるいは情報をプリントアウトした紙媒体等をいう。

### (6) 電子情報

電磁的に処理、通信又は記録されるデータをいう。

### (7) 特定電子情報

電子情報の内、秘密文書に相当するような機密性を要する情報、及び個人情報に該当するデータをいう。

### (8) ネットワーク

通信のために用いられる装置及び回線であり、校務系と学習系のネットワークをいう。

### (9) クラウドサービス

クラウドコンピューティングを利用したサービスのことをいう。

### 3 適用対象範囲

#### (1) 適用対象資産

本校が管理する全ての情報資産とする。

#### (2) 適用対象者

本校の情報資産を利用する全ての者とする。

### 4 遵守義務

ポリシー適用対象者は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、情報資産の利用にあたっては基本方針および情報セキュリティに関する法令や諸規則を遵守しなければならない。

### 5 運用体制

情報セキュリティ管理について、校内において以下の組織・体制を整備する。

#### (1) 最高情報セキュリティ責任者

校長の職にある者をもって充てる。

#### (2) 情報セキュリティ管理者

副校長又は教頭の職にある者をもって充てる。

#### (3) 情報システム管理者

事務長の職にある者をもって充てる。

#### (4) 情報システム運用委員会

上記(1)～(3)の者並びに教職員の中から総合セキュリティ責任者が任命した者をもって構成する。

### 6 情報セキュリティ対策の方針

#### (1) 情報資産の分類と管理

情報資産をその重要度に応じて分類し、それに応じた情報セキュリティ対策を行う。

#### (2) 物理的セキュリティ

情報システム設置場所について、機密性や安全性を維持するための物理的対策や危機管理上の対策を講じる。

#### (3) 人的セキュリティ

情報セキュリティの管理責任体制を定め、基本方針の適用対象者に対して基本方針を周知徹底させると共に、情報セキュリティを確保するための啓発や教育活動を行う等の必要な対策を講じる。

#### (4) 技術的セキュリティ

不正プログラムによる脅威や内外からの不正なアクセスから情報資産を適切に保護するため、情報ネットワークのアクセス制御や監視、コンピュータウイルス対策等の必要な技術対策を講じる。

## 7 情報セキュリティポリシーの運用ならびに評価・見直し

### (1) 実施手順の策定

情報セキュリティポリシーを確実に実施していくために、情報セキュリティ対策基準を策定する。

### (2) 監査

情報システムの変更や新たな脅威など情報セキュリティに関する状況の変化に対応して有効性を維持するため、定期的に監査を実施する。また、その結果に基づき、必要に応じて情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

## 【附則】

1. 本基本方針は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。